

B型肝炎訴訟

最高裁弁論傍聴と報告集会参加のお願い

B型肝炎訴訟を支える会代表 菊地 昌實

日頃、日肝協の会員の皆様方には、B型肝炎訴訟に多大のご支援を頂き、深く感謝申し上げます。

さて、本訴訟について、4月7日（金曜日）午後1時30分、最高裁第二小法廷において、口頭弁論が行われます。

弁論は原告・被告双方に求められているので、最高裁の判断の行方は予断を許さないところがありますが、私たちとしては、肝炎感染にかんする国の責任が最高裁によって認められると固く信じて、支援運動を進めていきます。

弁論そのものは短時間に終了する予定ですが、原告の背後で全国の肝炎患者がこの訴訟を支えていることを最高裁の判事の方々にこの上なく明らかに示すため

に、法廷の傍聴席を埋め尽くすことが、決定的に重要です。一人でも多くの日肝協会員の皆様の傍聴をお願いする次第です（最高裁の傍聴席に座る機会はめったにありません）。

また同日、弁論のあと、報告集会が、薬害肝炎弁護団の先ご尽力によって、午後3時から開かれます。B型肝炎とC型肝炎はともに国の杜撰な厚生行政によって生じたものです。この集会が、今後の患者救済、医療費用の公費負担をいかに勝ち取るか、厚生労働省との交渉の進め方について考える出発点になることを、私たちは願っております。是非ご出席下さるようお願い申し上げます。

(2006. 3. 20)

最高裁判所への要請書

ご協力ありがとうございました。昨秋からお願いしておりました被害者の権利を護る判決を要請する署名運動を取り組んできました。ご協力いただいた署名数は右表のとおりです。

集約された署名数

第一次 (05. 11. 30)	団体	144
	個人	13, 328
第二次 (06. 2. 22)	団体	1, 060
	個人	52, 571
第三次 (06. 3. 17)	団体	57
	個人	3, 092
第四次 (06. 3.)	団体	10
	個人	3, 005
合計	団体	1, 271
	個人	71, 996

すべてのウイルス性肝炎患者の救済実現を目指して

◆ B型肝炎訴訟の経緯

北海道の「肝炎訴訟」は、B型肝炎ウイルスに感染したのは「乳幼児期における集団予防接種が原因である」として、B型肝炎の5人の原告が1989年6月、札幌地方裁判所に国家賠償を求めて提訴、すべてのウイルス性肝炎患者の救済に道を拓くことをめざし、17年にわたり闘っている裁判です。

◆ 札幌地裁判決 = 2000年3月28日

問われたのは厚生省（当時）の公衆衛生行政のあり方でした。肝炎ウイルスの感染と注射針・筒を連続使用した「集団予防接種」の因果関係が争点となりました。判決は、5人の個別因果関係を「高度の可能性の証明がなされているとはいえない」として、いずれも棄却しました。

しかし、「集団予防接種が感染原因になったことは否定できない」として、感染の可能性を裁判所としてはじめて認めました。

◆ 札幌高裁判決 = 2004年1月16日

国の予見可能性 = 「遅くとも1951年には、注射の針や筒を連続使用した場合、感染の恐れがあると当然に予見できた」

個別因果関係 = 「接種時期と感染時期との間に大卒において因果関係を認め得る事実関係がある」として「原告5人はいずれも集団予防接種で（B型肝炎に）感染したと認められる」と国の責任を断罪しました。しかし「提訴した時には、予防接種を受けた最後の時から20年で賠償請求権が消滅する除斥期間を経過している」として2人の訴えは退けました。

◆ 原告側と国側双方が最高裁に上告

このため、原告側の2人と国も札幌高裁の判決を不服として最高裁に上告しました。そして、4月7日に原告と被告（国）双方の意見を聞く口頭弁論が開かれることになりました。

感染経路不明の「C型肝炎」も針・筒連続使用が原因の可能性もあります。

一方、『薬害肝炎訴訟』（C型）は、大阪が6月21日、福岡が8月30日に判決。東京は8月1日に結審します。二つの裁判に勝利して、すべてのウイルス性患者の救済実現を目指しましょう。

B型肝炎訴訟 最高裁判所 口頭弁論に傍聴支援を!!

「B型肝炎に感染したのは、注射器を連続使用した集団予防接種が原因だ」として、北海道のB型肝炎患者ら5人（一人は死亡）が国に損害賠償を求めた訴訟で、札幌地裁は請求を棄却したが、札幌高裁は原告3人について「国は感染を当然に予見できたのに、感染防止の義務を怠った」として国の責任を断罪。一方、残りの2人は「集団予防接種による感染

から20年で賠償請求権が消滅する除斥期間を経過している」として原告の請求を棄却した。このため原告と国の双方が上告していました。

提訴から17年間、裁判を闘ってきた原告は全国のウイルス性肝炎患者の代表です。原告を励ます最後の法廷になります。ぜひご参加くださるよう皆様のご協力をお願いします。

日時：4月7日（金）午後1時30分～2時30分

場所：最高裁判所 第二小法廷（一般傍聴約40席）

集合：12時30分 最高裁南門前（地図参照）

- ◆ 傍聴者が多ければ抽選になります。
- ◆ 前日（4/6）に電話で傍聴方法など確認できます。
電話 03-3264-8111（内線 2461～62）で対応します。

最高裁・弁論後の報告集会にご参加を!!

日時：4月7日（金）午後3時～4時

場所：弁護士会館 5階 502室（裏面地図参照）

内容：口頭弁論の内容の解説、判決日の行動など

- ◆ 同じ場所で 午後4時～5時 マスコミの記者会見

最高裁判所への案内図

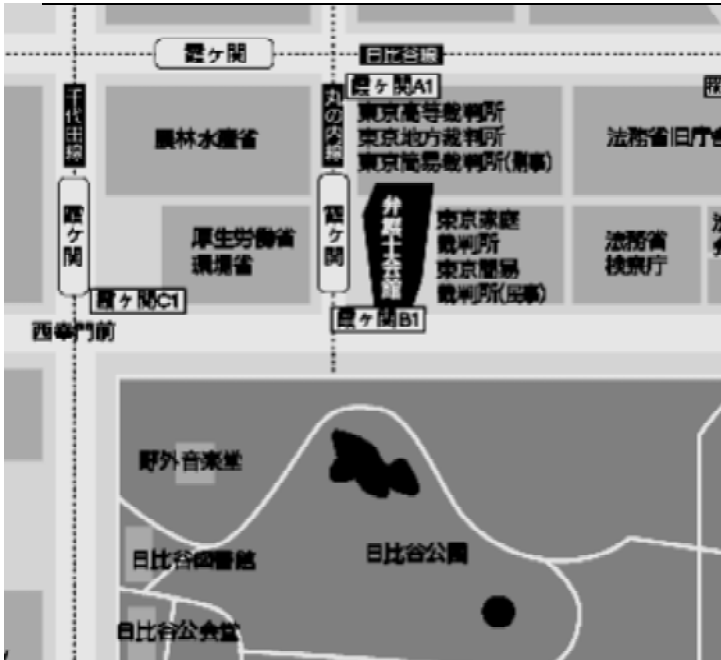
住所：千代田区隼町4-2



- 地下鉄永田町駅(有楽町線、半蔵門線)下車 5分
平河町方面出口(階段)を上がり、4番出口から地上に出る
前の道路を左へ100メートルほどに南門があります
- 地下鉄赤坂見附駅(丸の内線、銀座線)下車 14分

弁護士会館への案内図

住所：千代田区霞ヶ関1-1-3



- 地下鉄丸の内線・霞ヶ関駅 B1出口 1分
- 地下鉄日比谷線・霞ヶ関駅 A1出口 2分
- 地下鉄千代田線・霞ヶ関駅 C1出口 3分

最高裁判所から弁護士会館に移動される方は、地下鉄丸の内線・赤坂見附駅から2つ目が霞ヶ関駅です